

# (参考2) 米輸出国の動向

- 米の生産に占める貿易の割合(貿易率)は、他の農産物に比べて低く、このため、国際価格は変動しやすい。
- 我が国は、輸出大国であるタイや、米国、豪州、中国等からミニマムアクセス米として毎年77万トンを入力。

## 中国

- ・ 世界最大のコメ生産国。一方、輸入量も増加しており、2012/13年より世界第一位のコメ輸入国となった。
- ・ 現在、日本向けは東北3省の短粒種が中心。日系企業の投資等により品質向上。

## タイ

- ・ 長年、世界第1位のコメ輸出国だったが、近年はインド、ベトナムに抜かれる。2013/14年はインドに次ぐ第2位。
- ・ 日本向けにも長粒種を輸出。

## ベトナム

- ・ 世界第3位のコメ輸出国。価格はタイより安い。
- ・ 日本向けの輸出実績あり。

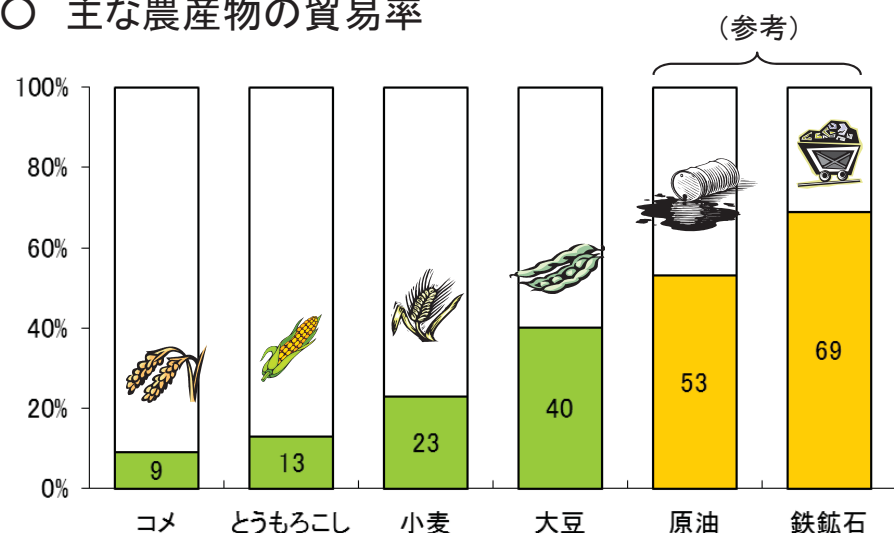
## 米国

- ・ コメは、南部の一部とカリフォルニアで生産。
- ・ 大規模経営による商業的農業。国内消費が少なく、輸出に関心(生産の約半分を輸出)。
- ・ 日本向けはカリフォルニアの短・中粒種。
- ・ 昨年の冬より続くカリフォルニアでの干ばつにより、生産量の減少が見込まれる。

## 豪州

- ・ 主に中粒種を生産し、日本にも輸出。
- ・ 生産量は、大旱魃(2006年)で大きく減少したが、近年回復。

## ○ 主な農産物の貿易率



出典:  
 コメ、とうもろこし、小麦、大豆: PSD(米国農務省)(2013/14)、  
 原油: 「KEY WORLD ENERGY STATISTICS 2014(IEA)」(2012年の数値)  
 鉄鉱石: 「Steel Statistical Yearbook 2014(World Steel Association)」(2013年の数値)  
 (注) 貿易率=世界の輸出量/世界の生産量×100

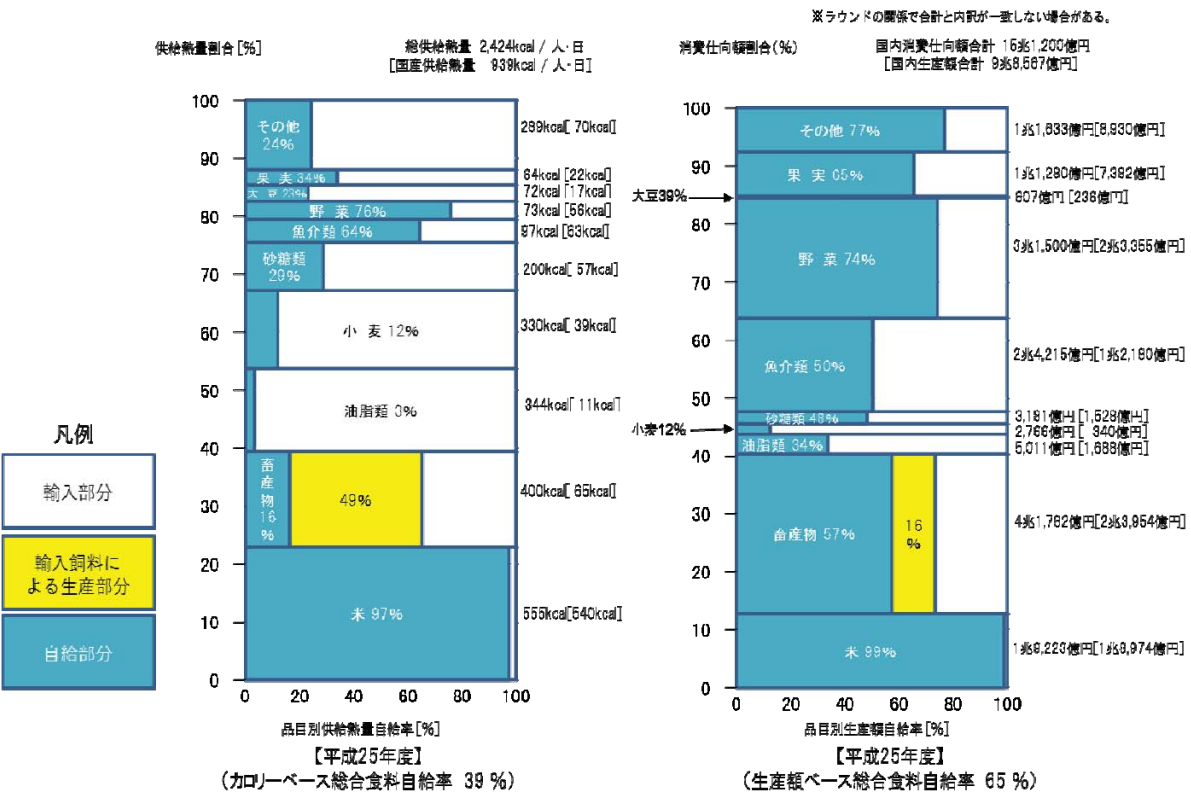
## ○ コメの国際価格(タイ米輸出価格)の推移



# (参考3) 我が国におけるコメ

- コメの国内生産(稲作と水田)は、我が国の食料安全保障、食生活、農業・農村、国土・環境などに不可欠のもの。日本人の歴史・文化とも密接な関係。
- 一方、日本のコメ消費量が減少する中で、コメの需給調整を実施。

## ○ 我が国の食料自給率(平成25年度)



農産物市場の開放と食料の輸入依存が進む中で、コメの100%近い自給は、先進国の中で最低レベルである我が国の食料自給率を支える、食料安全保障の要。(国産供給熱量(カロリー)の58%、国内生産額の20%がコメ。)

## ○ 我が国におけるコメの重要性

- ・ 国民の主食であり、食文化の基礎  
[国産米は品質も高く、日本人の嗜好に最適。ご飯、おむすび、寿司などの他、もち、和菓子(例、団子、白玉)、米菓(例、せんべい、あられ)、日本酒などの原材料。祝事や年中行事には赤飯、鏡餅、柏餅など。]
- ・ 農業生産・農村経済の中核  
[農業生産額の2割がコメ。全耕作地の半分以上が水田。全販売農家の7割が稲作。]
- ・ 稲作や水田の有する多面的機能  
[国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料などの供給の機能以外の多面にわたる機能のこと(食料・農業・農村基本法第3条)。]
- ・ 日本人の歴史や文化と密接な関係  
[稲作の始まりにより社会(ムラ)・国家(クニ)が成立。江戸時代の各藩はコメの生産量で表され(石高制)、税もコメ(年貢)。豊作への感謝と祈りが、祭りの起源。稲作での共同作業は、日本の組織文化の基礎。]

## ○ 我が国におけるコメ需給の変化

- ・ 一人当たり年間コメ消費量(精米):  
118kg(S37(ピーク時)) → 56.9kg(H25)
- ・ コメの需要量(国内消費仕向量)(玄米):  
1,341万トン(S38(ピーク時)) → 870万トン(H25)
- ・ 国産米の生産量(玄米):  
1,445万トン(S42(ピーク時)) → 872万トン(H25)

## 63 商業用の米の輸出数量及び輸出金額の推移

- 2013年の輸出数量は3,121トン（対前年比42%増）、輸出金額は約10億3千万円（同42%増）となった。
- 2014年1月～9月の輸出数量は2,783トン（対前年同期比40%増）、輸出金額は約88千万円（同33%増）となっている。

	2009年		2010年		2011年		2012年		2013年		2014年 (1月～9月)	
	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円
輸出合計	1,312 (+1%)	545 (-15%)	1,898 (+45%)	691 (-27%)	2,129 (+12%)	683 (-1%)	2,202 (+3%)	726 (+6%)	3,121 (+42%)	1,030 (+42%)	2,783 (+40%)	880 (-33%)
香港	481	206	654	249	779	256	916	299	1,207	377	1,180 (+47%)	340 (-35%)
シンガポール	185	79	334	126	598	183	668	208	961	300	855 (+37%)	250 (-27%)
オーストラリア	36	10	125	32	157	38	130	34	189	56	115 (-7%)	38 (+8%)
台湾	333	115	271	95	183	66	154	50	168	74	227 (+136%)	89 (+113%)
アメリカ	17	28	39	25	46	24	29	16	91	36	38 (-25%)	20 (-6%)
モンゴル	3	2	3	1	4	1	7	2	73	14	18 (-350%)	4 (-238%)
イギリス	26	15	36	14	57	17	48	18	58	23	76 (+105%)	29 (-88%)
インドネシア	0	0	0	0	15	3	8	3	57	18	0	0
ロシア	10	4	52	14	49	13	41	11	55	20	29 (-18%)	10 (-13%)
ドイツ	7	4	50	14	55	15	50	14	47	14	31 (+48%)	11 (-84%)
中国	30	14	96	43	0	0	34	14	46	19	23 (+0%)	12 (-33%)
その他	184	67	238	78	186	66	117	57	169	79	191 (+53%)	78 (-34%)

資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く。）

注1：（ ）内は対前年同期増減率である。

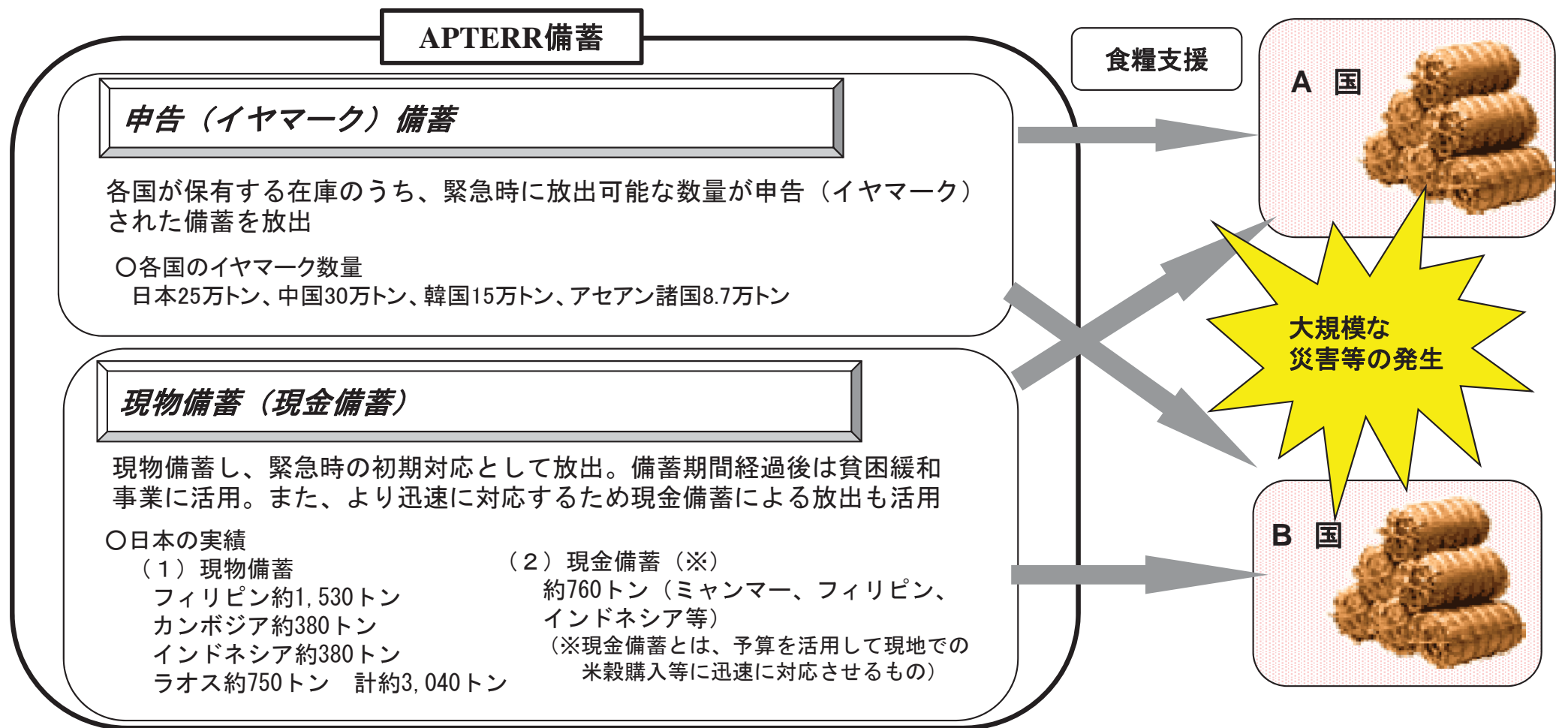
注2：「その他」に含まれる国は、2014年についてはタイ、オランダ、マカオなど25ヶ国。

注3：数量1トン未満、金額20万円未満は計上されていない。

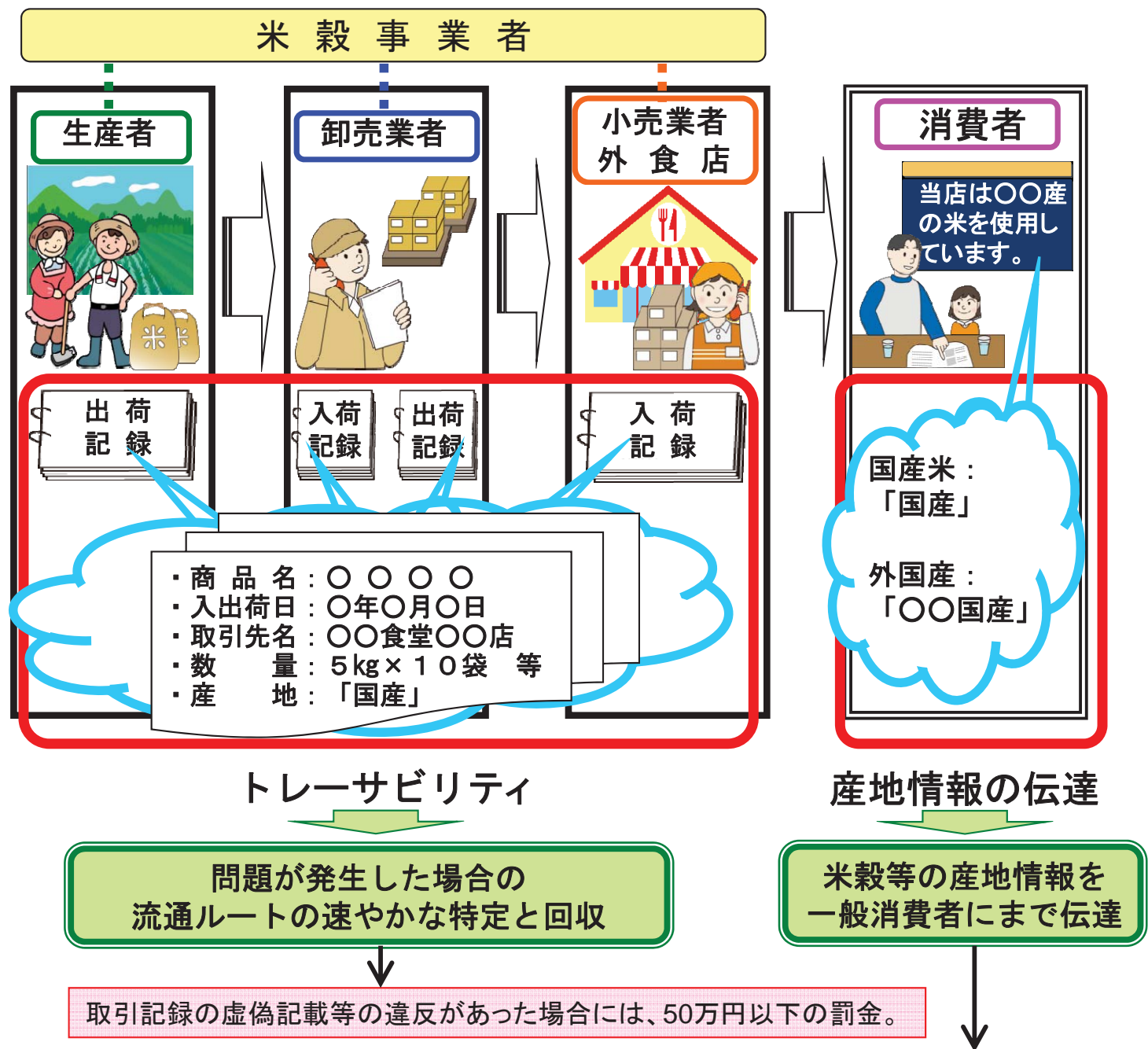


# 64 ASEAN+3緊急米備蓄(APTERR)の概要

- 東アジア地域(ASEAN10カ国、日本、中国、韓国)における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とし、大規模災害等の緊急時に備えるもの
- 2004年から2010年2月まで「東アジア緊急米備蓄(EAERR)パイロット・プロジェクト」として試験事業を実施
- 2012年7月に、APTERR協定が発効
- 我が国の拠出を活用し、以下の支援を決定
  - ・ 2012年12月、フィリピンの台風に対して、現金備蓄支援(20万ドル・230トン)
  - ・ 2013年10月、ラオスの干ばつ等に対して、現物備蓄支援(13万ドル・177トン)
  - ・ 2013年11月、フィリピンの台風に対して、現物備蓄支援(50万ドル・580トン)
  - ・ 2014年1月、ラオスの洪水に対して、現物備蓄支援(17万ドル・223トン)



# 65 米トレーサビリティ法の概要



- 米穀事業者**
- 生産者を含め、対象品目の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う全ての者。
- 対象品目等**
- ・米穀(玄米・精米等)
  - ・米粉や米こうじ等の中間原材料
  - ・米飯類
  - ・もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん
- ※産地情報伝達については、飼料用・バイオエタノール用に供される物は除く。
- 法律公布(平成21年4月24日)**
- トレーサビリティの施行(平成22年10月1日)**
- 産地情報の伝達の施行(平成23年7月1日)**
- 米穀流通監視官の設置(平成23年9月1日)**

# 66 玄米及び精米品質表示基準の見直しの理由及び内容

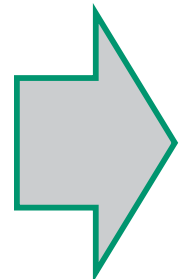
## ○見直しの理由及び内容

平成23年7月から「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（以下「米トレーサビリティ法」という。）に基づき、米及び米加工品を対象に消費者への原料米の産地情報の伝達が義務化されました。

改正前の玄米及び精米品質表示基準では、農産物検査法に定める検査を受けていない玄米を原料とした精米などには、都道府県名等の産地表示ができませんでしたが、米トレーサビリティ法に基づき都道府県名等の産地情報の伝達が義務化されたことに伴い、このような場合でも都道府県名等が表示できるよう改正されました。

改正前の表示例

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	〇〇県産			8割

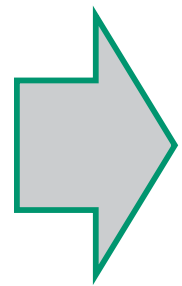


改正後の表示例

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	〇〇県産 △△県産(産地未検査)			8割 2割

農産物検査等による産地の証明がされていない米穀について、米トレーサビリティ法により伝達された産地情報に基づき、産地名に「△△県産(産地未検査)」と記載できるよう改正されました。

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	未検査米			
	国内産			10割



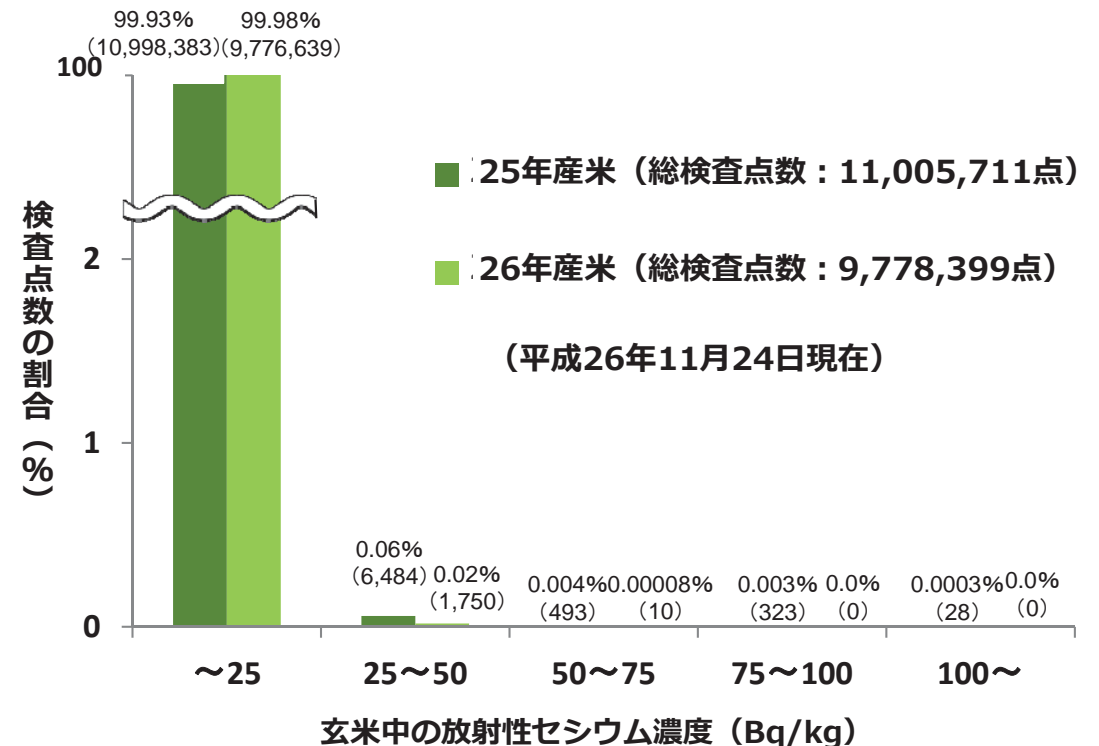
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	未検査米			
	国内産			10割
	△△県産(産地未検査)			10割

- 米については、作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせることにより安全確保を図る。
- 農地の反転耕等による除染やカリ施肥等による吸収抑制対策を実施。
- 福島県では、24年産及び25年産米と同様、26年産米でも県全体で全袋検査(26年11月14日時点で約 913万袋)を実施。検査結果はすべて基準値以下。

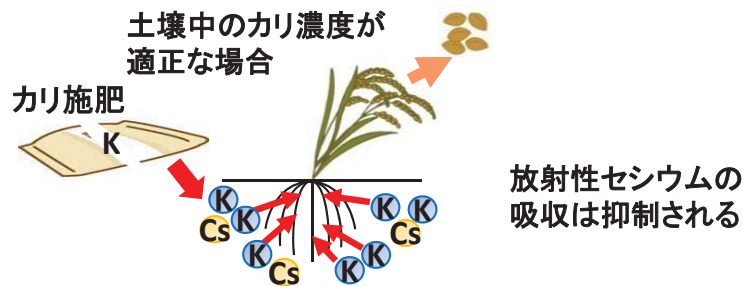
## 米の全袋検査



## 25年産及び26年産の福島県の米の全袋検査結果

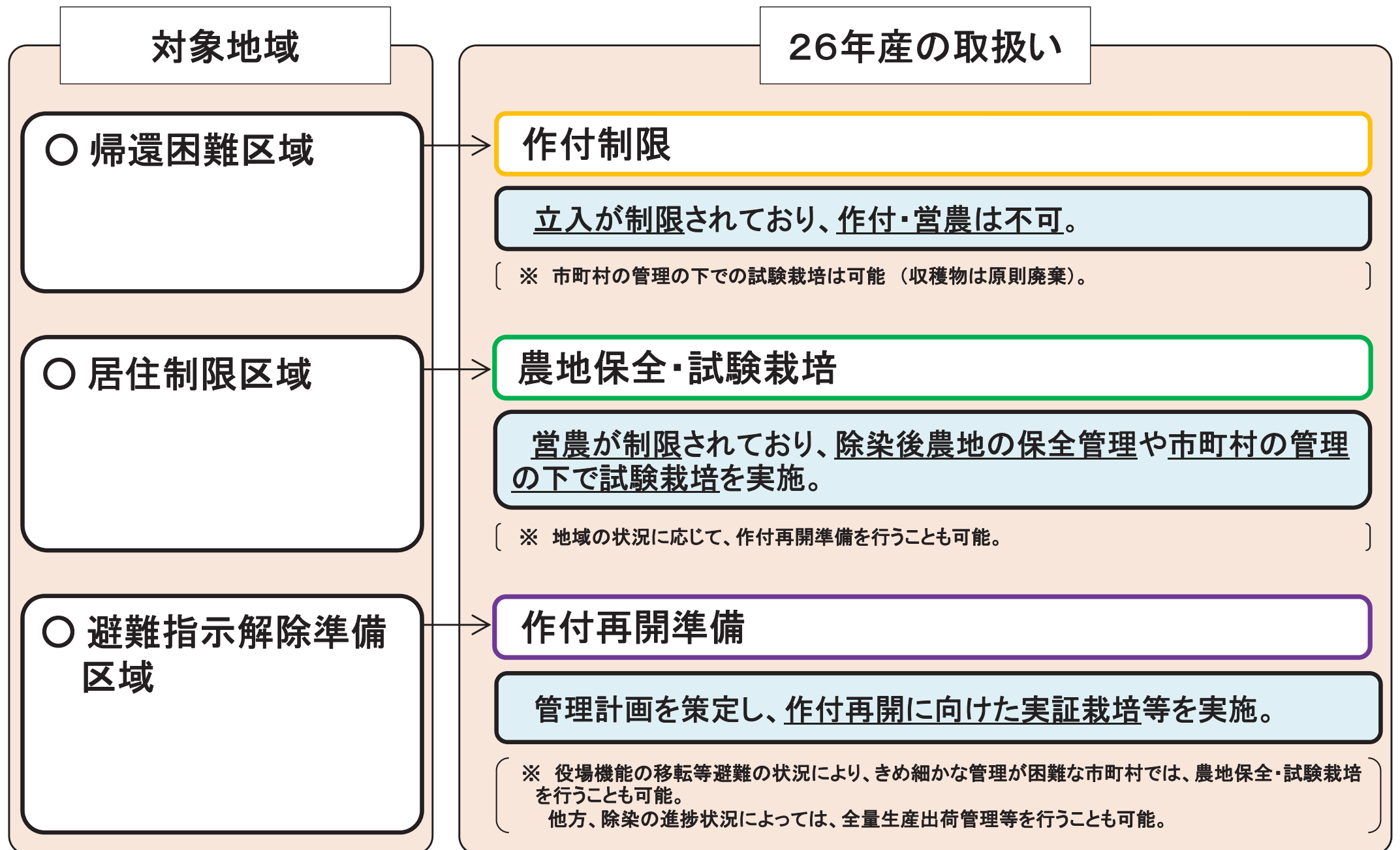


## カリ施肥による稲の吸収抑制対策

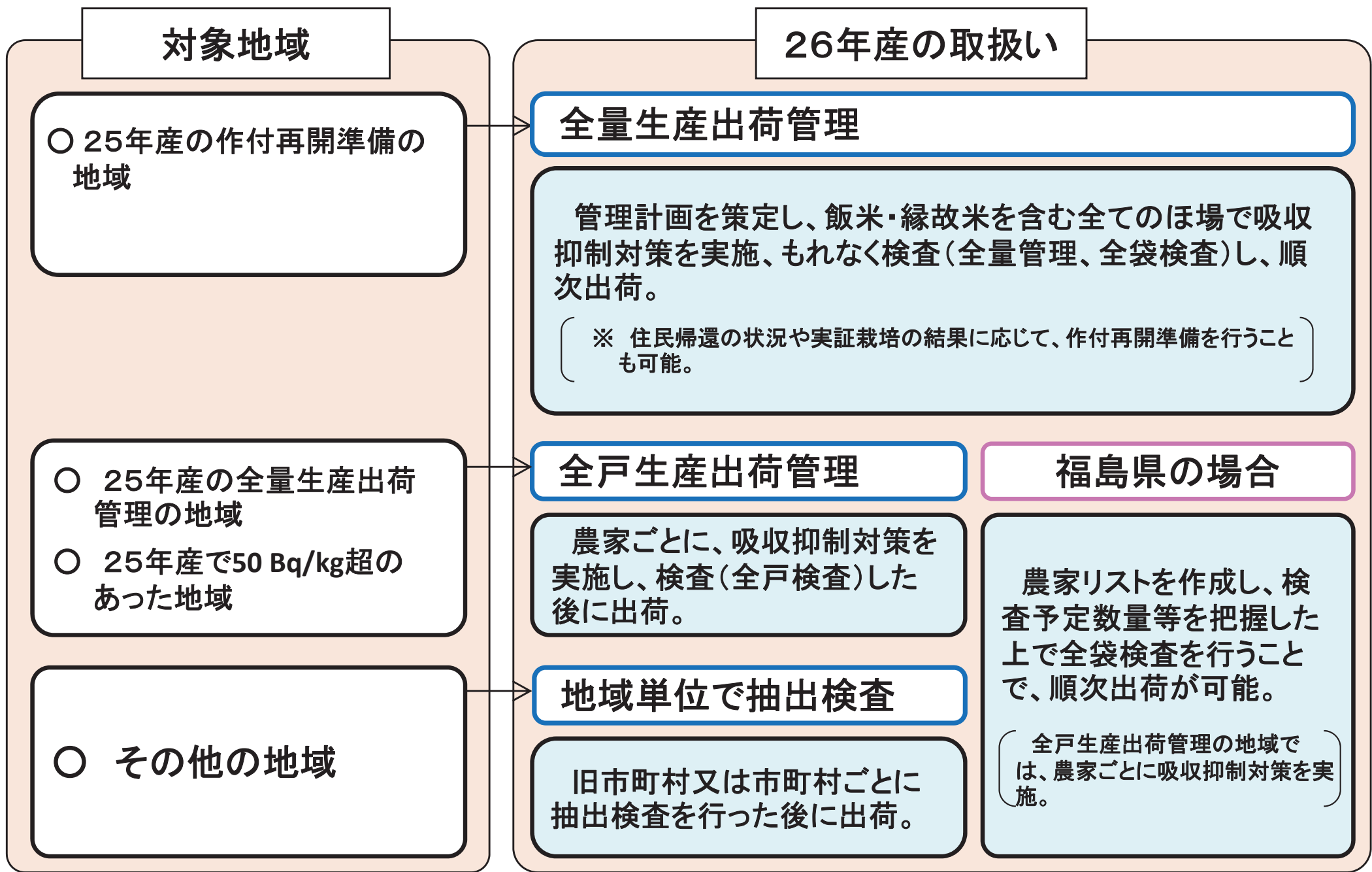


## 今後の主な取組

- 26年産についても、25年産同様に、作付制限、吸収抑制対策等及び収穫後の検査を組み合わせることにより安全確保を図っているところ。
- 福島県において、27年産の全袋検査について検討中。

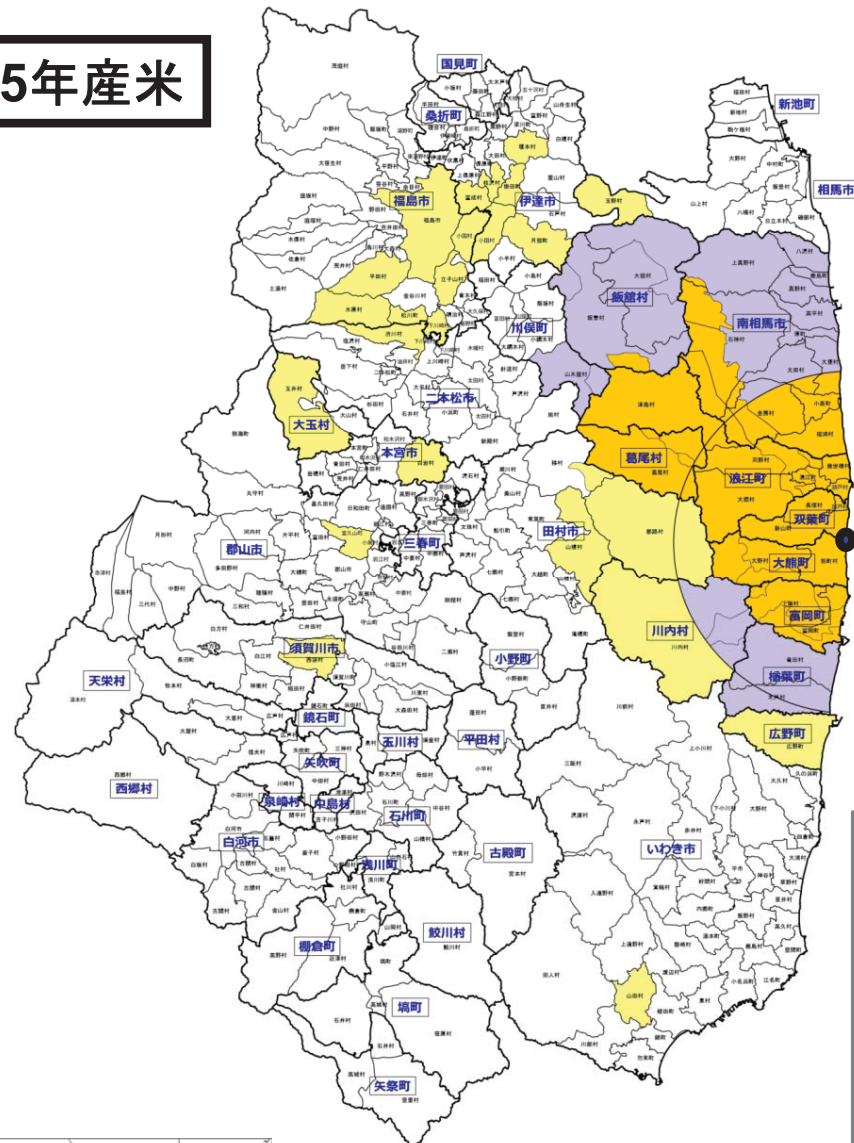




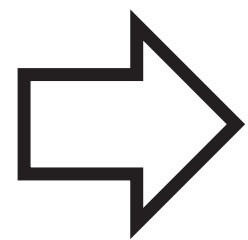
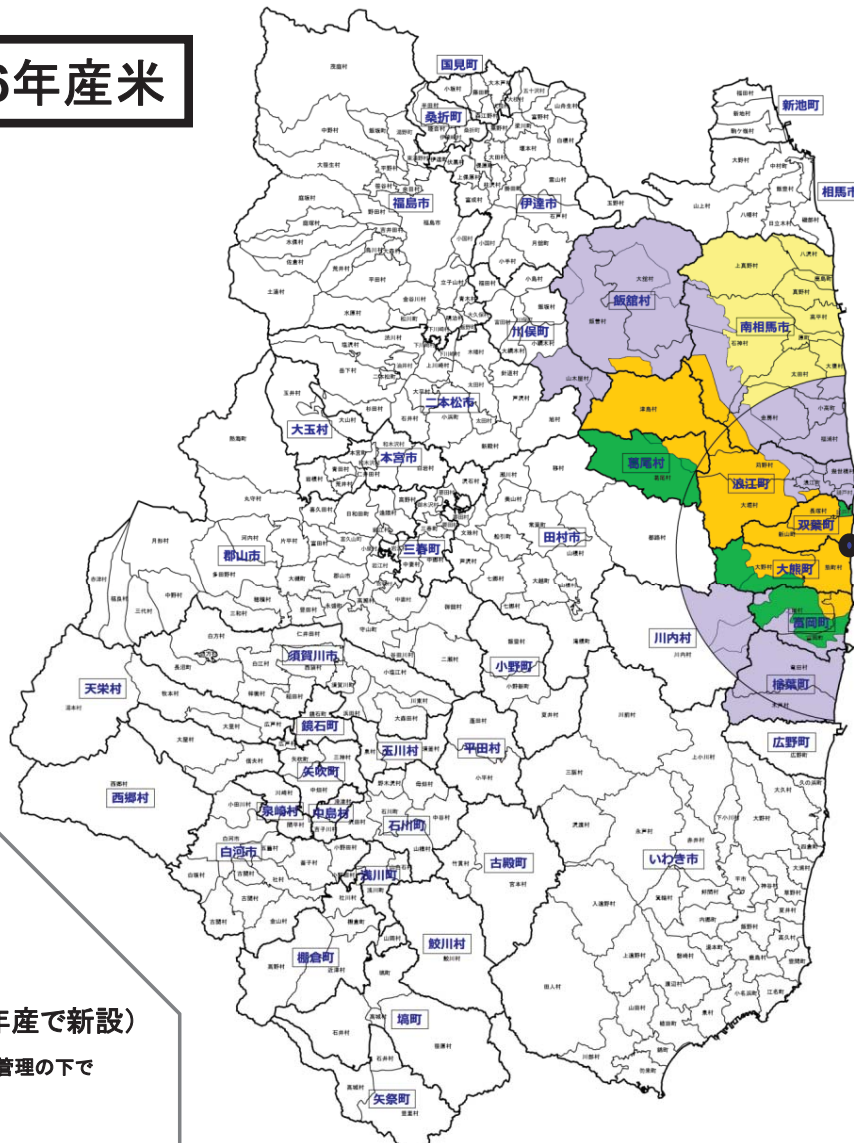






# 70 26年産米の作付制限等の対象地域(25年産との比較)


25年産米



26年産米



- 
**作付制限**  
 作付・営農は不可。
- 
**農地保全・試験栽培 (26年産で新設)**  
 除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。
- 
**作付再開準備**  
 管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。
- 
**全量生産出荷管理**  
 管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策を実施、もれなく検査(全量管理・全袋検査)し、順次出荷。

 福島第一原子力発電所

